

佐賀県立学校の分校の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第5号

佐賀県立学校の分校の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立学校の分校の設置に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県立学校の分校の設置に関する規則(平成21年佐賀県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後																							
<p>佐賀県立学校の分校の設置に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、<u>佐賀県立学校設置条例(昭和39年佐賀県条例第21号)第3条第2項の規定による佐賀県立学校の分校(以下「分校」という。)</u>の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分校の名称</th> <th>分校の位置</th> <th>本校の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校</td> <td>鳥栖市</td> <td>佐賀県立中原特別支援学校</td> </tr> </tbody> </table>			分校の名称	分校の位置	本校の名称	佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校	鳥栖市	佐賀県立中原特別支援学校	<p>佐賀県立学校の分校に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、佐賀県立学校の分校(以下「分校」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分校の名称</th> <th>分校の位置</th> <th>本校の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>佐賀県立鹿島高等学校大手門学舎</u></td> <td>鹿島市</td> <td><u>佐賀県立鹿島高等学校</u></td> </tr> <tr> <td><u>佐賀県立嬉野高等学校嬉野校舎</u></td> <td>嬉野市</td> <td><u>佐賀県立嬉野高等学校</u></td> </tr> <tr> <td><u>佐賀県立白石高等学校商業科キャンパス</u></td> <td>杵島郡大町町</td> <td><u>佐賀県立白石高等学校</u></td> </tr> <tr> <td>佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校</td> <td>鳥栖市</td> <td>佐賀県立中原特別支援学校</td> </tr> </tbody> </table>			分校の名称	分校の位置	本校の名称	<u>佐賀県立鹿島高等学校大手門学舎</u>	鹿島市	<u>佐賀県立鹿島高等学校</u>	<u>佐賀県立嬉野高等学校嬉野校舎</u>	嬉野市	<u>佐賀県立嬉野高等学校</u>	<u>佐賀県立白石高等学校商業科キャンパス</u>	杵島郡大町町	<u>佐賀県立白石高等学校</u>	佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校	鳥栖市	佐賀県立中原特別支援学校
分校の名称	分校の位置	本校の名称																								
佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校	鳥栖市	佐賀県立中原特別支援学校																								
分校の名称	分校の位置	本校の名称																								
<u>佐賀県立鹿島高等学校大手門学舎</u>	鹿島市	<u>佐賀県立鹿島高等学校</u>																								
<u>佐賀県立嬉野高等学校嬉野校舎</u>	嬉野市	<u>佐賀県立嬉野高等学校</u>																								
<u>佐賀県立白石高等学校商業科キャンパス</u>	杵島郡大町町	<u>佐賀県立白石高等学校</u>																								
佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校	鳥栖市	佐賀県立中原特別支援学校																								

(佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県立学校の課程等に関する規則(昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
学校	課程	学科	昼夜間の別	学校	課程	学科	昼夜間の別
略				略			
佐賀県立厳木高等学校	全日制課程	普通科	昼間	佐賀県立厳木高等学校	全日制課程 (単位制による課程)	普通科	昼間
略				略			
佐賀県立武雄高等学校	略			佐賀県立武雄高等学校	略		
佐賀県立鹿島高等学校	全日制課程	普通科	昼間	佐賀県立小城高等学校	略		
佐賀県立小城高等学校	略			略			
略				略			
佐賀県立三養基高等学校	略			佐賀県立三養基高等学校	略		
佐賀県立白石高等学校	全日制課程	普通科	昼間	佐賀県立太良高等学校	略		
佐賀県立太良高等学校	略			佐賀県立高志館高等学校	略		
佐賀県立高志館高等学校	略			佐賀県立高志館高等学校	略		
佐賀県立唐津南高等学校	全日制課程	生産技術科、食品流通科、生活教養科	昼間	佐賀県立伊万里農	略		
佐賀県立伊万里農	略			略			

改正前				改正後				
林高等学校				林高等学校				
略				略				
佐賀県立鳥栖工業高等学校	略			佐賀県立鳥栖工業高等学校	略			
佐賀県立塩田工業高等学校	全日制課程	機械科、情報技術科、電気科、建築科	昼間					
佐賀県立有田工業高等学校	略			佐賀県立有田工業高等学校	略			
略				略				
佐賀県立伊万里商業高等学校	略			佐賀県立伊万里商業高等学校	略			
佐賀県立杵島商業高等学校	全日制課程	商業科、情報処理科	昼間					
佐賀県立鹿島実業高等学校	全日制課程	商業科、情報処理科、食品調理科	昼間					
佐賀県立牛津高等学校	略			佐賀県立牛津高等学校	略			
				佐賀県立唐津南高等学校	全日制課程	生産技術科、食品流通科、生活教養科	昼間	
				佐賀県立鹿島高等学校	本校	全日制課程	普通科	昼間
					大手門学舎	全日制課程	商業科、食品調理科	昼間
				佐賀県立嬉野高等学校	本校	全日制課程	機械科、電気科、建築科	昼間
					嬉野	全日制課程	総合学科	昼間

改正前				改正後				
					校舎			
				佐賀県立白石高等学校	本校	全日制課程	普通科	昼間
					商業科キャンパス	全日制課程	商業科、情報ビジネス科	昼間
佐賀県立多久高等学校	略			佐賀県立多久高等学校	略			
佐賀県立嬉野高等学校	全日制課程	総合学科	昼間					
佐賀県立神埼清明高等学校	略			佐賀県立神埼清明高等学校	略			
略				略				

(佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和57年佐賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学区)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次に掲げる高等学校の学科及び入学者選抜における学区は、県全域とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 佐賀県立太良高等学校全日制課程普通科(全県募集枠に係るものに限る。)</p>	<p>(学区)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次に掲げる高等学校の学科及び入学者選抜における学区は、県全域とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 佐賀県立太良高等学校全日制課程普通科及び佐賀県立<u>厳木</u>高等学校全日制課程普通科(<u>いずれも</u>全県募集枠に係るものに限る。)</p>

改正前			改正後		
(5) 略 別表（第2条関係）			(5) 略 別表（第2条関係）		
学区	区域	学区内の高等学校	学区	区域	学区内の高等学校
略			略		
西部 学区	唐津市、伊万里市、武雄市、 鹿島市、嬉野市、玄海町、有 田町、大町町、江北町、白石 町及び太良町	略 佐賀県立武雄高等学校 佐賀県立鹿島高等学校 佐賀県立白石高等学校 佐賀県立太良高等学校	西部 学区	唐津市、伊万里市、武雄市、 鹿島市、嬉野市、玄海町、有 田町、大町町、江北町、白石 町及び太良町	略 佐賀県立武雄高等学校 佐賀県立太良高等学校 佐賀県立鹿島高等学校 佐賀県立白石高等学校

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた学科で、第2条の規定による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第1に定められていないものは、同表の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間、存続するものとする。
- 3 第3条の規定による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則第2条第2項の規定は、平成30年4月1日以後に佐賀県立高等学校に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。